

証券コード 6597  
2022年9月14日

株 主 各 位

東京都港区海岸三丁目9番15号  
**HPCシステムズ株式会社**  
代表取締役 小 野 鉄 平

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネット等により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年9月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時（受付開始:午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階（ホール4B）  
TKPガーデンシティPREMIUM田町  
(末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項  
第17期（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役2名選任の件  
第3号議案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.hpc.co.jp>) に掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により、株主総会の運営方法について変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.hpc.co.jp>) の発信情報をご確認くださいよう、お願い申し上げます。当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいのうえご来場くださいますよう重ねてお願い申し上げます。
- ・会場では、マスクの着用やアルコール消毒へのご協力をお願いいたします。**マスクを着用しない株主様は、入場をお断りさせていただく場合がございます。**
- ・**会場入り口付近で検温させていただき37.5度以上の発熱があると認められる方、体調不良と思われる方については、入場をお断りさせていただく場合がございます。**
- ・当社関係者を含め株主総会参加者の新型コロナウイルス感染症への感染が明らかになった場合、会場側からの要請により、参加者の氏名及び連絡先を保健所等関係機関に提出いたします。なお、参加者の個人情報には本目的以外には使用いたしません。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・感染予防のため、会場の座席は間隔を広げた配置とさせていただく予定です。そのため、ご準備できる座席数には限りがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、報告事項（監査報告を含む）の詳細な説明は省略させていただく予定であります。株主の皆様におかれましては、事前に招集通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。  
議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ●株主総会へのご出席による議決権行使



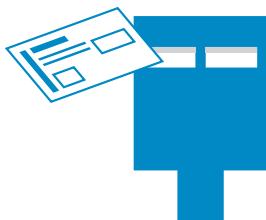
同封の議決権行使書用紙を  
ご持参いただき、  
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年9月29日（木）午前10時

当日の議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

### ●書面（郵送）による議決権行使



同封の  
議決権行使書用紙に  
各議案に対する賛否を  
ご記入いただき  
ご返送ください。

行使期限

2022年9月28日（水）  
午後6時到着分まで

### ●インターネットによる議決権行使



当社指定の  
議決権行使ウェブサイト  
にて各議案に対する賛否  
をご入力ください。

行使期限

2022年9月28日（水）  
午後6時受付分まで

（ご留意事項）

2022年9月17日（土）午前5時～ 2022  
年9月20日（火）午前5時の間はウェブサ  
イトのメンテナンス作業のため取扱い休止と  
なります。

詳細につきましては、次頁をご参照ください。

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

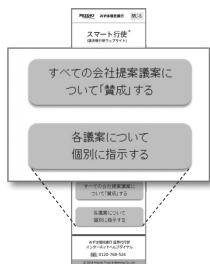
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片(裏面)に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

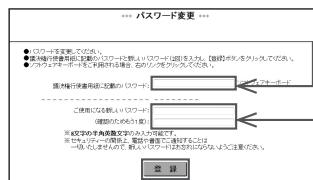
- 2 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524

(受付時間 平日午前9時から午後9時まで)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、経営成績及び財政状態を勘案しながら、配当を実施していく方針としております。

第17期の期末配当につきましては、以下のとおりといたたく存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき **金25円**  
総額 **105,906,325円**
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年9月30日

### 第2号議案 取締役2名選任の件

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	重要な兼職の状況
1	新任 社外 <b>小野元孝</b> おのもと たか	
2	新任 社外 <b>森葉子</b> もり ようこ	ブックオフグループホールディングス株式会社 取締役 ブックオフコーポレーション株式会社 取締役 ビーアシスト株式会社 代表取締役社長





- (注) 1. 取締役候補者のうち、小野元孝氏及び森葉子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役との責任限定契約について  
取締役候補者の小野元孝氏、森葉子氏両者の選任が承認された場合、当社は両者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金30万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。
3. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である取締役がその職務の執行に関し、責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中に当該保険契約について同内容で更新する予定であります。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>1. 定款第15条 (電子提供措置等) の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(自 2021年7月1日)  
(至 2022年6月30日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株拡大により一時的に停滞がみられたものの、経済活動が段階的に再開されるなど緩やかな景気回復の動きがみられました。しかしながら、記録的なインフレの進行、ウクライナ情勢の緊迫化、中国でのロックダウンによるサプライチェーンの混乱などに加え、円安が急速に進行するなど、先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するコンピューティング業界においては、計算科学シミュレーション、クラウド、人工知能 (AI)、ディープラーニング、ビッグデータ処理等の技術革新に対する需要が引き続き旺盛である一方、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞が、引き続き業界全体にマイナスの影響を及ぼしました。政府から発動された自粛要請によって経済活動が最小限に抑えられ、大学等公的研究機関の長期閉鎖や、民間企業の研究所・R&Dセンター等における在宅勤務やテレワークの実施により、設備投資計画の見直し、意思決定の遅延といった事象が随所に発生しました。又、世界的な電子部品の供給不足により、製品供給までのリードタイムが長期化していますが、顧客が求める納期への対応を着実に進めております。

このような環境において当社は、2021年8月に公表した「中期経営計画Vision2024」に基づき持続的成長を支える人財育成・人財採用を進め、経営基盤の強化を図るため自社工場の進化を進めるなど一連の施策を進めております。WEBを使った効率的な営業活動を引き続き進める他、電子部品の供給不足に対応し、一定の在庫を確保することで製品供給のリードタイム短縮を図り、顧客の需要に迅速に応えられるよう施策をとっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は6,021,885千円（前期比3.3%増）、営業利益653,317千円（前期比3.4%減）、経常利益630,419千円（前期比5.3%減）、当期純利益432,947千円（前期比3.2%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (HPC事業)

新型コロナウイルス感染症の影響や前年補正予算特需の反動で大学等公的研究機関の需要が低調であったものの、民間企業向けが大手企業への深層学習計算機の大口案件等により好調に推移したことで、売上高は前期比で増加となりました。中期経営計画を達成すべく営業や技術の体制強化のため、人財採用を積極的に進めており、人員増加による販売管理費が増加したことで、セグメント利益は前期比で減少しました。

以上の結果、HPC事業の売上高は3,956,677千円（前期比0.1%増）、セグメント利益は430,096千円（前期比12.9%減）となりました。

#### (CTO事業)

世界的な半導体生産の増強の流れを受け半導体関連産業向け販売が回復した他、前年は低調であった医療機関における設備投資やアミューズメント機器向け出荷が回復したことで継続顧客向け売上が復調しました。新規案件は前年の小売業向け大口案件の反動減等により低調に推移しましたが、継続顧客向けの販売が復調したことで、売上高は前期比で増加となりました。人員増加等により販売管理費が増加しましたが、売上増加と利益率改善によりセグメント利益は前期比で増加しました。

以上の結果、CTO事業の売上高は2,065,207千円（前期比10.1%増）、セグメント利益は223,221千円（前期比22.1%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、51,609千円であり、その主なものは、本社のベンチマーク取得用サーバの購入等であります。

### (3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、当期において株式会社みずほ銀行との間にコミットメントライン契約を締結いたしました。

#### (4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第14期 (2019年6月期)	第15期 (2020年6月期)	第16期 (2021年6月期)	第17期 (当事業年度) (2022年6月期)
売上高	5,395,799	4,725,289	5,828,102	6,021,885
経常利益	367,032	465,396	665,780	630,419
当期純利益	219,489	307,426	447,082	432,947
1株当たり当期純利益	54円33銭	75円37銭	107円87銭	102円92銭
総資産	2,277,072	2,654,205	3,281,530	4,569,162
純資産	1,053,464	1,455,331	1,732,162	2,218,981
1株当たり純資産額	260円43銭	353円00銭	416円90銭	523円81銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、期末発行済株式数は、自己株式を控除しております。
2. 当社は、2019年7月10日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。そのため、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

#### (5) 対処すべき課題

##### ① 成長分野への対応

最新のICT(情報通信技術)分野では、AIや機械学習の本格導入が始まり、関連市場が成長期に移行しつつあると考えております。当社がHPC事業にて推進している計算科学分野でも、AI技術を活用した研究開発活動がさまざまな課題解決に向けて広がりを見せるとともに活発化しています。

このように当社は、最先端のコンピューティング技術を活用したサービス展開を追求しています。そのために、AI、エッジコンピューティングといった最先端のコンピューティングにまつわる技術を関連技術とともに常に捕捉し、新しい技術を研究・獲得し、社内共有することで新たなサービスの開発へと結び付けていく必要があり、成長分野における新しい商機への対応を図っていく方針であります。

## ② 優秀な人財の確保

継続的な成長の原資である人財は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社の技術開発力やサービス企画力及び販売力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ事業規模を拡大させていくための人財を獲得する方針であります。

## ③ 従業員の意欲、能力の向上

当社は、従業員に対し目標管理制度を導入しております。目標の設定など査定方法を明確化し、従業員の評価の適正化を図るとともに、急速なIT技術の進歩にあわせて、この変革のスピードに対応できるような人財を育成していく体制を整えることも急務であると考えております。今後はそれらを見据え、従業員一人一人への適正な評価、研修の実施や各種資格取得の推奨・補助を行うことを通じて、能力の向上を図っていく方針であります。

## ④ 内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社では継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体及び職務権限の見直しや各種委員会の設置など、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

## ⑤ 認知度の向上

当社は、これまで自社WEBサイトの運営、学会、展示会への出展等を通じて顧客を獲得してまいりました。提供するサービスを顧客企業へ拡販し、当社の成長を実現するためには、当社及び提供するサービスの認知度の向上も必要であると考えております。今後も、費用対効果を見極めながら従前のインターネット、展示会に加えてマスメディア等を活用し、さらなる認知度の向上に努めてまいります。

## (6) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

専門的な知見を求められる科学技術計算用コンピュータ事業（HPC事業）と安定的で信頼性の高い製品供給を求められる産業用コンピュータ事業（CTO事業）の2つの事業を展開しております。

### ① HPC事業

HPC事業は、科学技術計算用コンピュータに関連するソリューションの提供を行っております。計算科学の手法を用いて「理論化学」の問題を取り扱う「計算化学」という分野に強みを持っており、中でもライフサイエンス（生命科学）とマテリアルサイエンス（材料科学）分野を重点事業領域と位置づけ、コンピュータ上で高精度に計算した材料データベースやAIなどを活用して材料開発を行うマテリアルズ・インフォマティクスのアプリケーション開発に力を入れております。

### ② CTO事業

CTO事業は、顧客企業の注文仕様に応じた産業用コンピュータの開発、製造及び販売を行っております。当社の産業用コンピュータは、組込コンピュータ（エンベデッド・コンピュータ）として、各種製造装置や工作機械、計測装置や検査装置の他、インフラシステムにおける監視制御、医療機器、デジタルサイネージなどに搭載され、さまざまな産業分野において活用されております。製造は国内工場で行っており、顧客メーカー毎の要望に沿った製造体制を構築し、顧客への長期継続供給を実現しております。

(7) 主要な営業所及び工場 (2022年6月30日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区海岸三丁目9番15号
工 場	千葉県匝瑳市
西日本営業所	京都府京都市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
HPC技術開発センター	東京都中央区
台 湾 支 店	中華民国 新北市

(8) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名	16名増	43.3歳	7.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む) は、最近1年間の平均で16名 (外数) であります。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2022年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,180,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	275,002千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	200,000千円

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社みずほ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に係る借入実行残高は625,000千円であります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Intelligent Integration Company Limited	200千米ドル	100%	システム販売事業ほか

**(11) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**2. 株式に関する事項**

会社の株式に関する事項（2022年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,160,000株  
 (2) 発行済株式総数 4,302,000株  
 (3) 株主数 4,373名  
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社日本カストディ銀行	429,900	10.1
菱洋エレクトロ株式会社	304,800	7.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	296,000	7.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託口・菱洋エレクトロ株式会社口）	290,900	6.9
ナラサキ産業株式会社	279,000	6.6
アズワン株式会社	145,800	3.4
山上 豊	131,300	3.1
野村信託銀行株式会社	104,000	2.5
株式会社DMM.com証券	100,100	2.4
小野 鉄平	98,000	2.3

(注) 1. 「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・菱洋エレクトロ株式会社口）」名義の株式290,900株は、菱洋エレクトロ株式会社が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については菱洋エレクトロ株式会社が指図権を留保しております。

2. 持株比率は、自己株式（65,747株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりであります。  
 当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とした株式報酬制度を導入しております。

取締役、その他の役員に交付する株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象人数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	3,400	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (6) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権に関する事項 (2022年6月30日現在)

- (1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

① 2015年10月23日開催の取締役会決議による新株予約権

イ 新株予約権の払込金額 払込を要しない

ロ 新株予約権の行使価額 1個につき50,000円

ハ 新株予約権の行使条件

- (a) 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は当社が承認する社外の協力者の地位を有することを要する。但し、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- (b) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (c) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えない。
- (d) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の新株予約権を行使することはできなくなる。
- (イ) 当社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合
- (ロ) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (ハ) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立もしくは滞納処分を受けた場合

ニ 新株予約権の行使期間 2017年11月1日～2025年10月22日

## ホ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	70個	普通株式 35,000株	1名

## ② 2019年1月23日開催の取締役会決議による新株予約権

イ 新株予約権の払込金額 払込を要しない

ロ 新株予約権の行使価額 1個につき257,000円

## ハ 新株予約権の行使条件

(a) 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役、監査役、従業員であることを要するものとする。但し、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合は、この限りではないものとする。

(b) 新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続による承継は認めず、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。

(c) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

(d) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の新株予約権を行使することはできなくなるものとする。

(イ) 当社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合

(ロ) 禁固以上の刑に処せられた場合

(ハ) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立もしくは滞納処分を受けた場合

ニ 新株予約権の行使期間 2021年1月24日～2028年12月25日

## ホ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	5個	普通株式 2,500株	1名

(注) 取締役が保有している新株予約権の2,500株は、使用人として在籍中に付与されたものです。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	小 野 鉄 平	
取 締 役	長谷川 真 樹	HPC事業部長
取 締 役	関 浩 行	CTO事業部長
取 締 役	齋 藤 正 保	HPC事業部 営業統括
取 締 役	下 川 健 司	管理部長
取 締 役	新 井 一 善	CTO事業部 営業統括
取 締 役	古 屋 和 彦	
常勤監査役	末 松 孝 規	
監 査 役	和 氣 隆	和氣隆税理士事務所 所長
監 査 役	一 柳 宣 男	

- (注) 1. 取締役古屋和彦氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役和氣隆氏及び一柳宣男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 監査役和氣隆氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は取締役古屋和彦氏、監査役和氣隆氏、一柳宣男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
5. 取締役タウレン氏は、2021年9月29日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金30万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役と監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償等を補填されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象としないこととしております。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等の額

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬と業績連動報酬である役員賞与、及び株式報酬から構成されております。社外取締役の報酬は、独立かつ客観的な立場から経営を監督することをその役割とすることから固定報酬のみとしております。

取締役の固定報酬は、職責やその責任範囲に応じて決定しております。業績連動報酬である役員賞与は、業績向上に対する意識を高めるため、業績指標等を反映した金銭報酬とし、売上高・営業利益計画に対する達成率、前年実績に対する成長率及び取締役個人の課題達成に対する評価に応じて決定しております。株式報酬は、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、当社の業績、株価、及び取締役の職責、貢献度等に応じて、付与の有無、付与する株式の個数を決定しております。

##### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額については、2019年7月10日開催の臨時株主総会において、取締役は年額200,000千円以内、監査役は年額20,000千円以内と決議しております。

なお、当該臨時株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は、取締役7名、監査役3名となっております。

又、当該報酬枠とは別枠で、2021年9月29日開催の第16回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に、譲渡制限付株式の割当てとして年額100百万円以内、株式数の上限を年15,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等の決定は、報酬決定の透明性、客観性を確保するため、株主総会で決議された取締役報酬額の範囲内で、取締役会から諮問を受けた独立社外取締役を委員長とする任意の機関である報酬委員会の答申結果をもとに、取締役会決議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	143,249 (13,200)	96,960 (13,200)	36,000 (—)	10,289 (—)	7名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	16,050 (5,700)	16,050 (5,700)	—	—	3名 (2名)

(注) 1. 無報酬の社外取締役 1名については、上記に含まれておりません。

2. 業績連動報酬等として取締役(社外取締役を除く)に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、売上高・営業利益計画に対する達成率、前年実績に対する成長率であり、それに取締役個人の課題達成に対する評価を考慮して決定しております。当該業績指標を選定した理由は、当社は事業拡大、企業価値向上を目指し、売上高成長率、営業利益成長率を目標とする経営指標として位置付けていることによるものであります。

なお、当事業年度を含む売上高・営業利益の推移は、下記のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	第14期 (2019年6月期)	第15期 (2020年6月期)	第16期 (2021年6月期)	第17期 (当事業年度) (2022年6月期)
売上高	5,395,799	4,725,289	5,828,102	6,021,885
営業利益	369,524	477,732	676,613	653,317

3. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容及び交付状況は「2. 株式に関する事項」に記載のとおりです。また、上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役和氣隆氏は、和氣隆税理士事務所の所長であります。当社との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	古 屋 和 彦	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と理学博士としての学術的知見に基づき、当社の経営に対して適宜発言を行っております。 報酬委員会の委員長として議事運営を行い、取締役等の報酬について審議し、答申案をとりまとめるなど重要な役割を果たしております。
社外監査役	和 氣 隆	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、会計・税務に関して適宜発言を行っております。 報酬委員会の委員を務め、取締役等の報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	一 柳 宣 男	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、適宜発言を行っております。 報酬委員会の委員を務め、取締役等の報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

## ③ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

当社の報酬等の額については、(5)④取締役及び監査役の報酬等の総額等に記載のとおりであります。また、当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額はございません。

## (7) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 20,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2018年3月15日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議をしております。その概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ 取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「企業行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
  - ロ 取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。
  - ハ 代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会決議に従い職務を執行する。
  - ニ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに情報セキュリティ管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
  - ロ 管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、文書の閲覧に供する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ 「リスク管理規程」を制定し、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置してリスク管理を行う。全社的な対応はリスク管理委員会が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。
  - ロ 各担当部門は、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティに係るリスクについて、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
  - ハ 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、係るリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
  - ニ 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、経営目標・予算を策定し、代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
コンプライアンス体制及び危機管理体制は、当社を中心としてグループ全体での整備・運用を行うこととしますが、グループ全体の業績確保のため、子会社の目標と役割分担を明確化して業務遂行にあたります。又、子会社に対し法令順守、危機管理等の主要な内部統制項目につき、必要に応じて内部統制システムの整備に関する助言と指導を行うものとします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。  
ロ 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
取締役及び使用人は、監査役求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。  
イ 重要な社内会議で決議された事項  
ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項  
ハ 毎月の経営状況として重要な事項  
ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項  
ホ 重大な法令・定款違反  
ヘ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ⑧ 監査役に報告した者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制  
内部通報をした者が、内部通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを、「内部通報制度規程」に定め周知するとともに、通報した者は、自身の人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
  - ロ 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
  - ハ 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- イ 当社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の構築、維持により、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
  - ロ 代表取締役が直轄する内部監査室が内部監査を実施し、財務報告の信頼性と適切性を損なう危険がある行為が発見された場合には、発見された行為の内容とそれがもたらす影響の程度等について、直ちに代表取締役に報告する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ 基本的な考え方  
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としている。
  - ロ 整備状況  
反社会的勢力に対する基本方針を「反社会的勢力対策規程」に明記し、反社会的勢力との関係を持たず、反社会的勢力による不当な要求に応じないことを明文化している。  
また、管理部を統括部門として、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合への解決を図る体制を整えている。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため内部監査室長が年間計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかをモニタリングし、改善を進めております。

### ② コンプライアンス体制

当社が定める「企業行動規範」の周知徹底を目的として、WEB研修の手法を用いて、社内研修を実施し、法令並びに社内規程に対する遵守意識の向上を図っております。また、「内部通報制度」を整備しコンプライアンスに抵触する事例を未然に防ぐ体制をとっております。

### ③ リスク管理体制

リスク管理委員会を開催し、当社が遵守すべき法律項目の一覧、及び当社が晒されている又は晒される可能性のあるリスクの一覧について情報共有を図っております。リスクについてはその影響度合いを勘案し、重要なリスクについては、対応策等の検討を図っております。また、当社の重要事項について意思決定する際には、経営会議及び取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理を適切に行っております。

### ④ 監査役の監査体制

監査役は、毎月取締役会に出席するとともに監査役会を開催しております。取締役会において、重要な意思決定に関して必要に応じて意見を述べております。また、取締役及び会計監査人と会社の重要課題やリスク等に関して定期的に意見交換を行っており、情報の共有を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,214,955</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,063,510</b>
現金及び預金	1,300,298	支払手形	5,170
受取手形	2,090	買掛金	232,019
売掛金	1,648,284	短期借入金	1,175,000
電子記録債権	120,600	一年内返済予定の長期借入金	201,481
製品	25,222	未払金	38,270
仕掛品	109,030	未払費用	28,742
原材料及び貯蔵品	825,716	未払法人税等	85,918
未着品	22,874	前受金	136,261
前渡金	41,369	預り金	7,796
前払費用	84,975	賞与引当金	78,155
その他	34,492	役員賞与引当金	10,500
<b>固定資産</b>	<b>354,206</b>	製品保証引当金	33,652
<b>有形固定資産</b>	<b>114,060</b>	その他の	30,541
建物	40,217	<b>固定負債</b>	<b>286,670</b>
機械及び装置	37,145	長期借入金	286,670
車両運搬具	2,234	<b>負債合計</b>	<b>2,350,180</b>
工具、器具及び備品	19,765	<b>(純資産の部)</b>	
土地	14,698	<b>株主資本</b>	<b>2,218,981</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>25,868</b>	資本金	225,461
ソフトウェア	25,868	資本剰余金	344,580
<b>投資その他の資産</b>	<b>214,277</b>	資本準備金	222,461
投資有価証券	51,200	その他資本剰余金	122,119
関係会社株	21,540	その他資本剰余金	101,000
出資	10	自己株式処分差益	21,119
長期前払費用	32,856	<b>利益剰余金</b>	<b>1,814,334</b>
繰延税金資産	96,001	その他利益剰余金	1,814,334
その他	12,669	繰越利益剰余金	1,814,334
		<b>自己株式</b>	<b>△165,394</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,569,162</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,218,981</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>4,569,162</b>

# 損益計算書

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		6,021,885
売上原価		4,158,991
売上総利益		1,862,893
販売費及び一般管理費		1,209,576
営業利益		653,317
営業外収益		
受取利息	67	
保険配当金	435	
確定拠出年金返戻金	86	
受取補償金	1,166	
その他	320	2,075
営業外費用		
支払利息	7,285	
為替差損	10,774	
支払手数料	6,111	
その他	801	24,973
経常利益		630,419
特別利益		
固定資産売却益	803	803
特別損失		
固定資産除却損	568	568
税引前当期純利益		630,654
法人税、住民税及び事業税	193,726	
法人税等調整額	3,980	197,706
当期純利益		432,947

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		資本剰余金 合計
その他資本 剰余金	自己株式処分差益				
当期首残高	215,624	212,624	101,000	—	313,624
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	215,624	212,624	101,000	—	313,624
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	9,836	9,836			9,836
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				21,119	21,119
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	9,836	9,836	—	21,119	30,955
当期末残高	225,461	222,461	101,000	21,119	344,580

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
繰越利益剰余金						
当期首残高	1,402,635	1,402,635	△200,124	1,731,759	403	1,732,162
会計方針の変更による累積的影響額	△21,248	△21,248		△21,248		△21,248
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,381,387	1,381,387	△200,124	1,710,511	403	1,710,914
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）				19,673		19,673
当期純利益	432,947	432,947		432,947		432,947
自己株式の取得			△236	△236		△236
自己株式の処分			34,967	56,086		56,086
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					△403	△403
当期変動額合計	432,947	432,947	34,730	508,469	△403	508,066
当期末残高	1,814,334	1,814,334	△165,394	2,218,981	—	2,218,981

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 ----- 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 ----- 主として移動平均法による原価法

#### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品・未着品 ----- 個別法

原材料 ----- 移動平均法

貯蔵品 ----- 最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産 ----- 定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～32年

機械及び装置 3～9年

車両運搬具 3～7年

工具、器具及び備品 4～10年

#### ② 無形固定資産 ----- 定額法を採用しております。

但し、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 賞与引当金 ----- 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### ② 役員賞与引当金 ----- 役員の賞与の支払に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 製品保証引当金 ----- 製品販売後の無償補修費用の支出に備えるため、過去の発生実績等に基づき必要見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### ① HPC事業

HPC事業は、科学技術計算用コンピュータに関連するソリューションとして、HPCシステムインテグレーションを実装した高性能コンピュータを販売するシステム販売の他、システム導入後の保守、並びにHPCの計算能力をクラウドで提供するサービスの提供等を主な事業としております。

システム販売については、検収の受領等契約上の受け渡し条件を充足することで、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。システムと同時に販売する保守については、「財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証のみである場合」を超える4年目以降の保守を履行義務として識別し、当該保守期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該保守期間にわたり均等に収益を認識しております。システムの販売後に販売する延長保守については、延長保守期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該延長保守期間にわたり均等に収益を認識しております。クラウドサービスについては、顧客との契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該契約期間にわたり契約に基づいた収益を認識しております。

##### ② CTO事業

CTO事業は、顧客企業の注文仕様に応じた産業用コンピュータの開発、製造及び販売を主な事業としております。これら製品の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、製品の出荷時点において履行義務が充足されると判断していることから、製品の出荷時点で収益を認識しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、HPC事業において、本体と同時に販売する保守については、本体販売時に一括で収益を認識する方法によっておりましたが、4年目以降の保守については「財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証のみである場合」を超えるため、履行義務として識別し、保守期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ43,365千円減少しております。又、利益剰余金の当期首残高は21,248千円減少し、前受金の当期首残高は33,688千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当会計基準適用による計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

記載すべき重要な事項はありません。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産(帳簿価額)

建物 14,020千円

土地 14,698千円

② 担保に係る債務(帳簿価額)

上記に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 332,987千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	578千円
営業取引以外の取引	3,203千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数	普通株式	4,302,000株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	65,747株
(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項		
配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額		105,906千円
(うち基準日が当該事業年度中のもので当該事業年度の末日後の剰余金の配当額105,906千円)		
(4) 当事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数	普通株式	—株
(5) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数	普通株式	96,500株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	23,931千円
製品保証引当金	10,304千円
棚卸資産評価損	25,328千円
未払費用	6,590千円
未払事業税	5,168千円
減価償却超過額	8,590千円
前受金	10,709千円
その他	5,378千円
繰延税金資産合計	<u>96,001千円</u>

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金及び借入金等で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握することにより、発行体の信用リスク低減に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。

借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものです。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の実態を踏まえ、借入期間内の当該リスクは限定的なものと認識しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先について定期的にモニタリング等を行い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジをしております。借入金について、固定金利での調達割合を高めること等で金利の変動リスクの軽減を図っております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形	2,090	2,090	—
(2) 売掛金	1,648,284	1,648,284	—
(3) 電子記録債権	120,600	120,600	—
資産計	1,770,975	1,770,975	—
(1) 支払手形	5,170	5,170	—
(2) 買掛金	232,019	232,019	—
(3) 短期借入金	1,175,000	1,175,000	—
(4) 長期借入金 (1年内 返済予定分含む)	488,151	488,002	△148
負債計	1,900,341	1,900,192	△148

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであるから記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等については、上表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	51,200
関係会社株式	21,540

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	2,090	—	2,090
売掛金	—	1,648,284	—	1,648,284
電子記録債権	—	120,600	—	120,600
資産計	—	1,770,975	—	1,770,975
支払手形	—	5,170	—	5,170
買掛金	—	232,019	—	232,019
短期借入金	—	1,175,000	—	1,175,000
長期借入金（1年内返済予定分含む）	—	488,002	—	488,002
負債計	—	1,900,192	—	1,900,192

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定分含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、直近に実行した借入利率の水準を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	201,481	176,670	85,000	25,000	—	—

(注3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 親会社及び法人主要株主等

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
法人主要株主	菱洋エレクトロ株式会社	被所有 直接7.2% 間接6.9%	原材料の仕入等	原材料の仕入	380,397	買掛金	91,848

(注1) 菱洋エレクトロ株式会社が間接保有する当社株式は、退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については菱洋エレクトロ株式会社が指図権を留保しております。

(注2) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、交渉により決定しております。

### (収益認識に関する注記)

#### 1. 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	HPC事業	CTO事業	
一定時点で移転される財	3,841,887	2,065,207	5,907,095
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	114,790	—	114,790
顧客との契約から生じる収益	3,956,677	2,065,207	6,021,885
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	3,956,677	2,065,207	6,021,885

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	614,128
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,770,975
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	107,675
契約負債（期末残高）	136,261

契約負債は、主にHPC事業の保守にかかる顧客からの前受金であり、収益認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は34,572千円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	53,557
1年超2年以内	20,725
2年超3年以内	27,173
3年超4年以内	25,845
4年超5年以内	8,960
合計	136,261

### 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 523円81銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 102円92銭 |

### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

HPCシステムズ株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 寛 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大兼 宏章 ㊟  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HPCシステムズ株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている関連当事者との取引について、当該取引が当社の利益を害さないように留意した事項について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月26日

HPCシステムズ株式会社 監査役会

常勤監査役 末 松 孝 規 ㊟

社外監査役 和 氣 隆 ㊟

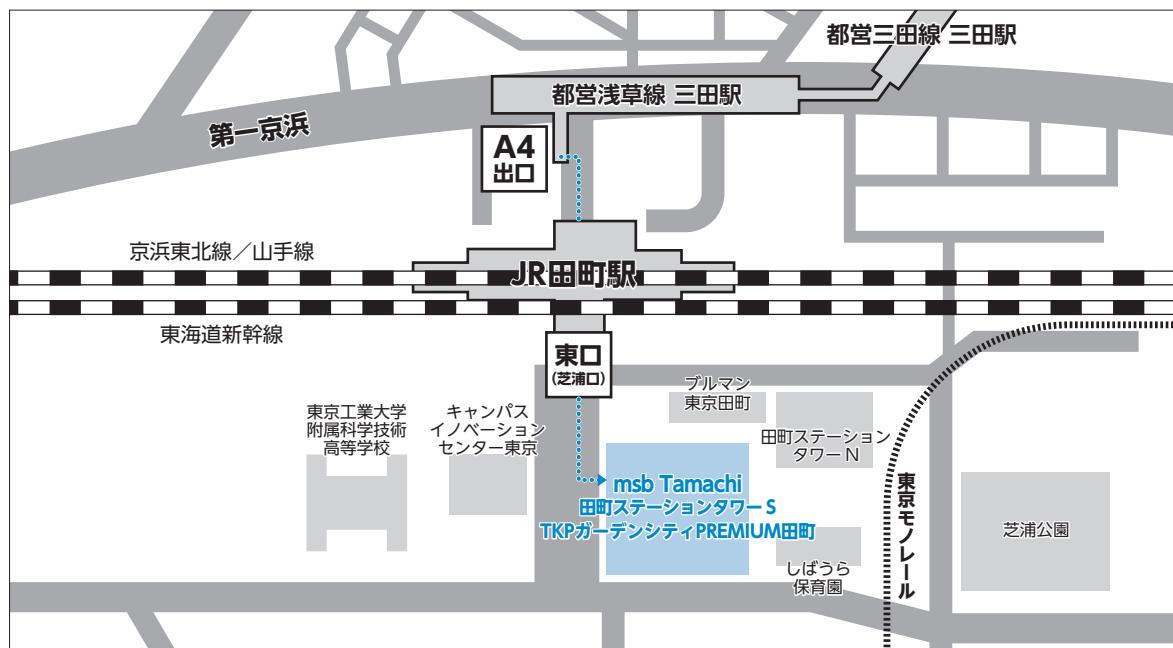
社外監査役 一 柳 宣 男 ㊟

以 上





# 株主総会会場ご案内図



- **会 場** 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階 (ホール4B)  
TKPガーデンシティPREMIUM田町

- **交 通** 京浜東北線／山手線 JR田町駅 東口 (徒歩1分)  
都営浅草線／都営三田線 都営地下鉄 三田駅 A4出口 (徒歩3分)

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※ 株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。